

障害福祉サービス→介護保険移行

重い障害も 低い介護度

重い障害のある女性が介護保険の認定を受けたら要介護度が低く出た。障害者が65歳になると障害福祉サービスから介護保険に移行しなければならぬ。「介護保険優先原則」で、ひずみが浮き彫りになっています。

(岩井亜紀)

東京都新宿区に住む羽賀典子さんは、1歳6カ月のときにポリオ（小児まひ）を発症。上肢・下肢、体幹、呼吸器と全身にわたり障害があります。外出時は、電動車いすを利用します。室内では歩け



これまで同様の支援で生活を支えてと訴える羽賀さん＝東京都新宿区

ますが、補装具が必要で、動線に合わせて室内に手すりを付け、物を配置。二次障害で夜間は人工呼吸器が必要に。握力などの低下もあります。羽賀さんは、昨年12月に65歳の誕生日を迎えるにあ

たり同年11月、要介護認定を受けました。判定は「要支援2」と出ました。

「障害は重いのに、介護の必要度は低く出た。これまで通りの暮らしが続けられるのか」。不安と戸惑いを隠せません。

「予防」しろと

「要支援1、要支援2と認定された方は、『介護予防サービス』を利用することにより現在の状態のさらなる悪化防止や、改善が見込まれる方です」。届いた通知に同封された紙のこんな言葉が目飛び込んできました。「どう『予防』しろと言うの?」。『要支援』では家事援助の支給時間が減ってしまうと区役所に連絡を入れました。担当者は、幼少時に負った障害は

「これまで通りの生活できるか不安」

介護保険の対象ではなく、高齢化に伴う不自由が介護保険の対象だと感じたといえます。

障害福祉サービスでは、週3回、1回当たり3時間の家事援助を利用していました。掃除や洗濯、買い物、人工呼吸器の洗浄、調理の下ごしらえなどは、羽賀さんの暮らしを支えていました。

羽賀さんの障害福祉サービスの内容を確認したケアマネジャーは、弁当の配達サービスへの変更を示唆。羽賀さんは「自分で献立を考え調理することは、一番の『予防』になるのでは」と、今まで同様自身で食事を作りたいことを望みま

す。

質低下を懸念

羽賀さんは「介護保険では、玄関の外側やベランダの掃除ができないなど制限があります。ベッドからトイレに移動ができれば介護保険では『歩ける』となるけど、私にとっては500円歩けなければ『歩ける』にならない。障害者の社会参加の視点からすると、おかしなことだらけ」と強調します。

介護保険法改悪で同区は4月から、自治体独自の「新総合事業」を開始します。要支援者に対する生活援助をボランティアなどが担えるようになり、羽賀さんは支援の質の低下を懸念します。

2月分の支援は暫定的に、毎回1時間を介護保険から、2時間を障害福祉から出していますが、どちらの受給者証も発行されていません。「これまでと同じ暮らしを続けられるように、区には適切に判断してほしい」と羽賀さん。

厚生労働省は昨年2月、介護保険優先原則に関して、本人の状況が「介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい」とする事務連絡を出しています。

日本共産党のあべ早苗新宿区議は指摘します。「障害の程度が重い羽賀さんに要支援2の認定が出たのは、介護保険制度全体でサービス支給抑制が行われる中で生じたひずみです。区は羽賀さんに対しこれまでと同じサービスを支給するべきです」